建築工事監理指針 令和元年版(上巻) 第1刷から第4刷までの正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正
307	5	3	6	鉄筋の保護	表5. 3. 4	壁 上段梁下より0.5m程度 中段上段より1.5m間隔 程度 (以下、略)	壁 上段梁下より0.5m程度 中段 <u>は</u> 上段より1.5m間 隔程度 (以下、略)
461	6	9	1	一般事項	JIS A 1156 : 2014 附属書 上から7行目	度計・・・によって行う。抵抗温度計は、JIS C 1603 (指示抵抗温度計) などのJIS C 1604 (測温抵抗体) 及びJIS C 1611 (サーミスタ 測温体) に規定された・・・。(以下、略) 3. 熱電温度計による測定 熱電温度計・・・ によって行う。熱電温度計は、JIS C	2. 抵抗温度計等による測定 白金抵抗温度計や・・・によって行う。抵抗温度計は、JIS C 1604 (測温抵抗体)、JIS C 1606 (シース測温抵抗体)及びJIS C 1611 (サーミスタ測温体)に規定された・・・。(以下、略)3. 熱電温度計による測定 熱電温度計・・・によって行う。熱電温度計は、 JIS C 1602 (熱電対)及びJIS C 1605 (シース熱電対)に規定された・・・。(以下、略)
467	6	9		コンクリートの 強度試験	表6.9.2	表-1 による。	表-2 による。

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正
645	7	10		の設置等	を基礎に緊結する 構造方法の基準を 定める件 図を除き、上から4		
683	7	13	1	一般事項	表の下から3段目	(12) H形断面の直角度 e 限界許容差 接合部 $e \leq \frac{3b}{100} かつe \leq 1mm$	 (12) H形断面の直角度 e 限界許容差接合部 e ≤ 3b かつe≤1mm

建築工事監理指針(上巻)令和元年版 第1刷~第4刷 正誤表

(表-1、表-2)

表-1 表6.9.2 供試体の採取例											
		試料を採取する 運搬車 (注)2	管理試験の種類								
1日の	試験の		調合管理引	鱼度の判定	型枠取外し時期決定用		構造体コンクリート強度判定用				1 運搬車からの 供試体の採取
コンクリート 打込み量	回数		合否判定 の単位	標準養生 (材齢28日)	合否判定 の単位	現場水中養生又 は 現場封かん養生	合否判定 の単位	現場水中養生 又は標準養生 (材齢28日)	現場封かん養生 (材齢28日を超 え91日以内) (注)3	標準養生 (材齢28日)	合計 (/台)
		0~45㎡に1台	405 m²	_		1個		1個	1個	1個	3個
	1	45~90㎡に1台		3個	$135\mathrm{m}^3$	1個	135 m³	1個	1個	1個	6個
		90~135㎡に1台		_		1個		1個	1個	1個	3個
		135~180㎡に1台		_		1個	135 m³	1個	1個	1個	3個
0~405 m³ (注)1	2	180~225㎡に1台		3個	135 m³	1個		1個	1個	1個	6個
		225~270㎡に1台		_		1個		1個	1個	1個	3個
		270~315㎡に1台		_	135 m³	1個		1個	1個	1個	3個
	3	315~360㎡に1台		3個		1個	135 m³	1個	1個	1個	6個
		360~405㎡に1台				1個		1個	1個	1個	3個

- (注) 1. 試料を採取する運搬車は、適切な間隔をあける($50 \, \mathrm{m}^2 \mathrm{c}$ に一台)。ただし、 $150 \, \mathrm{m}^3 \mathrm{e}$ 超える量がわかずかな場合には、 $150 \, \mathrm{m}^3 \mathrm{i}$ 前後の量でほぼ等量 にするとよい。
 - 2. 試料の採取は、下記の打込み量の中程の1台。
 - 3. 「標仕」6.9.5(1)(7)を満足しないと想定される場合。

表-2

表6.9.2 供試体の採取例

					衣也	.9.2 供試体の扱	c 月X 191]					
			管理試験の種類									
			調合管理強度の判定		型枠取外し時期決定用		構造体コンクリート強度判定用					
1日の コンクリート	試験の	試料を採取する				現場水中養生又は現場封かん養生	合否判定 の単位	標仕	6. 9. 5 (1) O (7)	から(ウ)のいずれ	か	
打込み量	回数	運搬車 (注)2	合否判定	標準養生	合否判定			(7) 現場水中養生 (材齢28日)	(イ) 現場封かん養生		(ウ) 標準養生	
			の単位	(材齢28日)	の単位 耳			(村田28日)	(材齢28日)	(材齢28日を 超え91日以内)	- (材齢28日)	
		0~45㎡に1台	405 m²	_	必要に応じて定める。	1個		1個	1個	1個	1個	
	1	45~90㎡に1台		3個		1個	135 m³	1個	1個	1個	1個	
		90~135㎡に1台		_		1個		1個	1個	1個	1個	
		135~180㎡に1台		_		1個	135 m³	1個	1個	1個	1個	
0~405 m³ (注)1	2	180~225㎡に1台		3個		1個		1個	1個	1個	1個	
		225~270㎡に1台		_		1個		1個	1個	1個	1個	
		270~315㎡に1台		_		1個	135 m³	1個	1個	1個	1個	
	3	315~360㎡に1台		3個		1個		1個	1個	1個	1個	
		360~405㎡に1台		_		1個		1個	1個	1個	1個	

- (注) 1. 試料を採取する運搬車は、適切な間隔をあける (50mに一台) 。ただし、150mを超える量がわかずかな場合には、150m前後の量でほぼ等量 にするとよい。
 - 2. 試料の採取は、下記の打込み量の中程の1台。

建築工事監理指針 令和元年版(下巻) 第1刷から第4刷までの正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正		
387	16	1	7		防火設備等の構造	第129条の13の2及び第136条の2 第一号の規定に基づき、・・・。 第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第 <u>14</u> 項第一号イからニまでに	建築基準法施行令・・・第112条第 <u>13</u> 項第一号、 第129条の13の2及び第136条の2 第一号の規 定に基づき、・・・。 第1 建築基準法施行令(以下「令」とい う。)第112条第 <u>13</u> 項第一号イからニまでに 掲げる要件(ニに掲げる要件にあつて は、・・・。 (以下、略)		